
第 10 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 5 号)

令和 4 年 12 月 21 日 (水曜日)

議 事 日 程

令和 4 年 12 月 21 日 午前 10 時開会

1. 開議宣告

- 日程第 1 議案第 114 号 大山町職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 2 議案第 115 号 大山町保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 116 号 大山町中山温泉館及び生活想像館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 117 号 大山口駅前駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 118 号 公の施設の指定管理者の指定について
(大山町御来屋漁港水産物直販所)
- 日程第 6 議案第 119 号 公の施設の指定管理者の指定について
(大山町獣肉解体処理施設)
- 日程第 7 議案第 120 号 公の施設の指定管理者の指定について
(大山町大山スポーツ公園)
- 日程第 8 議案第 121 号 公の施設の指定管理者の指定について (夕陽の丘神田)
- 日程第 9 議案第 122 号 公の施設の指定管理者の指定について
(大山町大山参道市場)
- 日程第 10 議案第 123 号 令和 4 年度大山町一般会計補正予算 (第 10 号)
- 日程第 11 議案第 124 号 令和 4 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 12 議案第 125 号 令和 4 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 13 議案第 126 号 令和 4 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第 5 号)
- 日程第 14 議案第 127 号 令和 4 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 15 議案第 128 号 令和 4 年度大山町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 16 議案第 129 号 令和 4 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 3 号)
- 日程第 17 議案第 130 号 令和 4 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 18 議案第 131 号 令和 4 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 19 議案第 132 号 令和 4 年度大山町温泉事業特別会計補正予算 (第 1 号)

- 日程第 20 議案第 133 号 令和 4 年度大山町水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 21 議案第 134 号 工事請負契約の締結について（名和中学校技術棟改築工事）
- 日程第 22 議案第 135 号 令和 4 年度大山町一般会計補正予算（第 11 号）
- 日程第 23 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 24 請願第 2 号 名和公民館のバリアフリー対策を求める請願書
- 日程第 25 陳情第 8 号 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を
求める意見書の提出を求める陳情書
- 日程第 26 発議案第 7 号 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員
を求める意見書の提出について
- 日程第 27 議員派遣について
- 日程第 28 閉会中の継続審査について（経済建設常任委員会 請願第 3 号）
- 日程第 29 閉会中の継続調査について（総務常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 30 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 31 閉会中の継続調査について（経済建設常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 32 閉会中の継続調査について（広報常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 33 閉会中の継続調査について（議会運営委員会 所管事務調査）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15 名）

1 番 小 谷 英 介	2 番 西 本 憲 人
3 番 豊 哲 也	4 番 島 田 一 恵
6 番 池 田 幸 恵	7 番 門 脇 輝 明
8 番 大 原 広 巳	9 番 大 杖 正 彦
10 番 大 森 正 治	11 番 杉 谷 洋 一
12 番 近 藤 大 介	13 番 吉 原 美 智 恵
14 番 岡 田 聰	15 番 野 口 俊 明
16 番 米 本 隆 記	

欠席議員（なし）

欠員（1 名）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 野 間 光 書記 …………… 三 谷 輝 義

説明のため出席した者の職氏名

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 竹 口 大 紀 教育長 …………… 鷺 見 寛 幸
副町長 …………… 吉 尾 啓 介 教育次長…………… 前 田 繁 之
総務課長 …………… 金 田 茂 之 幼児・学校教育課長 …… 田 中 真 弓
財務課長…………… 井 上 龍 企画課長 …………… 源 光 靖
福祉介護課長 …………… 池 山 大 司

午前 9 時 30 分開会

開議宣告

○議長（米本 隆記君） みなさん、おはようございます。

12 月定例会もいよいよ最終日となりました。ただいまの出席議員は 15 名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 議案第 114 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 1、議案第 114 号 大山町職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 114 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 114 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 115 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 2、議案第 115 号 大山町保育所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 115 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 115 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 116 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 3、議案第 116 号 大山町中山温泉館及び生活想像館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 116 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 116 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 117 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 4、議案第 117 号 大山口駅前駐車場条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 117 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 117 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 118 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 5、議案第 118 号 公の施設の指定管理者の指定について（大山町御来屋漁港水産物直販所）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 118 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 118 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（米本 隆記君） 議事の都合により議長の席を副議長と交代します。

暫時休憩とします。

午前 10 時 4 分休憩

午前 10 時 5 分再開

（休憩中に大原副議長、議長席に着席）

○副議長（大原 広巳君） 再開します。

地方自治法第 106 条第 1 項の規定により、議長の職務を行います。

日程第 6 議案第 119 号

○副議長（大原 広巳君） 日程第 6、議案第 119 号 公の施設の指定管理者の指定について（大山町獣肉解体処理施設）を議題とします。

地方自治法第 117 条の規定により、米本隆記 議員の退場を求めます。

（米本隆記議員 除斥）

○副議長（大原 広巳君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○副議長（大原 広巳君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 119 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○副議長（大原 広巳君） 起立多数です。

したがって、議案第 119 号は、原案のとおり可決されました。

○副議長（大原 広巳君） 米本隆記議員の除斥を解きます。

ここで、議長の職務が終わりましたので、議長を交代します。

暫時休憩とします。

午前 10 時 7 分休憩

午前 10 時 8 分再開

（休憩中に、米本議長、議長席に着席）

○議長（米本 隆記君） 議長を交代しました。

日程第7 議案第120号

○議長（米本 隆記君） 日程第7、議案第120号 公の施設の指定管理者の指定について（大山町大山スポーツ公園）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第120号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第120号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第121号

○議長（米本 隆記君） 日程第8、議案第121号 公の施設の指定管理者の指定について（夕陽の丘神田）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第121号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第121号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第122号

○議長（米本 隆記君） 日程第9、議案第122号 公の施設の指定管理者の指定について（大山町大山参道市場）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第122号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 122 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 123 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 10、議案第 123 号 令和 4 年度大山町一般会計補正予算（第 10 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 123 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 123 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 124 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 11、議案第 124 号 令和 4 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 124 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 124 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 125 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 12、議案第 125 号 令和 4 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 125 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 125 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 126 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 13、議案第 126 号 令和 4 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 5 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 126 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 126 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 127 号、

○議長（米本 隆記君） 日程第 14、議案第 127 号 令和 4 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 127 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 127 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 128 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 15、議案第 128 号 令和 4 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 128 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 128 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 129 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 16、議案第 129 号 令和 4 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 129 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって議案第 129 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 130 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 17、議案第 130 号 令和 4 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 130 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 130 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 131 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 18、議案第 131 号 令和 4 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 131 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 131 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 132 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 19、議案第 132 号 令和 4 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 132 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 132 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 20 議案第 133 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 20、議案第 133 号 令和 4 年度大山町水道事業会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 133 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 133 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 21 議案第 134 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 21、議案第 134 号 工事請負契約の締結について（名和中学校技術棟改築工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 134 号 名和中学校技術棟改築工事に係る工事請負契約

の締結については、地方自治法第96条第1項第5号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める求めるものであります。

本工事は、令和4年12月16日に、5共同企業体を指名し、競争入札を実施したところ、税込み金額1億2,155万円で、名和中学校技術棟改築工事 フィデア・小倉興産共同企業体が落札し、令和4年12月16日付で工事請負仮契約を締結したところであります。

なお、工期は、本契約締結の日の翌日から令和5年8月18日までとしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第134号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第134号は、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第135号

○議長（米本 隆記君） 日程第22、議案第135号 令和4年度大山町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第135号 令和4年度大山町一般会計補正予算（第11号）については、大山町アウトドアライフ構想推進を目的に、大山寺エリアにアウトドアブランドを有する企業誘致のために必要となる公有財産購入費などの経費を新規計上するため、既定の歳入歳出予算の総額に1,020万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を122億9,705万7,000円とするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（7番 門脇 輝明君） 議長、7番。

○議長（米本 隆記君） 7番 門脇議員。

○議員（7番 門脇 輝明君） はい。お伺いしたいと思います。

この今回計上されております中に公有財産購入費がございます。980万となっておりますけれども、これは土地建物の購入費だと思いますけれども、その後の整備、そういった費用は、この中には入っておりませんか。これが1点。

そして、この取得する土地の面積はどの程度か。そしてその取得単価予定ですけれども、周囲のこれまでの取引の単価と比較をされておると思いますけれども、そういった、大体この程度ということが分かれば教えていただきたいと思います。以上。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。2点質問いただきましたが、2点目は担当からお答えをさせていただきますが、1点目は御指摘のとおり土地建物込みで、改修費等は入っておりません。

工事費はまた準備が整いましたら、当初予算で出てくるか、まだちょっと未定ですけれども、準備ができればまた議会のほうに御提案をさせていただきたいというふうに考えております。

2点目は、担当からお答えをさせていただきます。

○企画課長（源光 靖君） 議長、企画課長。

○議長（米本 隆記君） 源光企画課長。

○企画課長（源光 靖君） はい、土地建物でございますが、土地につきましては、約250平米程度となります。それから建物のほうの面積ですが、こちらのほうは二階建てでございます、およそ375平米、床面積でということになります。以上です。

○議員（7番 門脇 輝明君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 7番 門脇議員。

○議員（7番 門脇 輝明君） はい。土地単価等これまでの実績があると思いますけれども、それは大体どの程度だったでしょうか。

周辺の購入された時の資料でございますけれども。

○企画課長（源光 靖君） 議長、企画課長。

○議長（米本 隆記君） 源光企画課長。

○企画課長（源光 靖君） 周辺の実績については、調査はいたしておりますけれども、今具体的な金額については、この場では差し控えたいと思いますが、今回予算で上げておりますのは、それらの実勢価格に大きく逸脱しているような内容ではないということをお申し上げられればと思います。以上です。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。そのほか質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 135 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 135 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 23 諮問第 2 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 23、諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、任期満了となります人権擁護委員について検討の結果、再び手島孝人さんを推薦したく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものであります。

手島さんは、人権擁護委員として 3 期 9 年間の実績と経験があり、人格・見識ともに高く、社会の実情にも通じており、適任と考え推薦するものであります。

なお、発令期間は、令和 5 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までの任期 3 年の予定であります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で、諮問第 2 号の提案理由の説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから諮問第 2 号を採決します。お諮りします。

本諮問は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、諮問第 2 号は、同意することに決定しました。

日程第 24 請願第 2 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 24、請願第 2 号 名和公民館のバリアフリー対策を求

める請願書を議題とします。

審査結果の報告を求めます。教育民生常任委員長、岡田聡議員。

○教育民生常任委員長（岡田 聡君） 請願審査報告書。本委員会、教育民生常任委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

請願第2号 名和公民館のバリアフリー対策を求める請願書。

委員会の意見として、高齢者の利用が多く、適切なバリアフリー対策は必要であるが、近い将来建て替えが計画される町内の公民館において、エレベーター設置は財政的に厳しい。

例えば、名和公民館では、1階の会議室をより使い易いように改装を行うなど、可能な範囲での対策の検討・実施は必要であるとなりました。

採決の結果、採択3、不採択1で採択すべきものと決しました。

○議長（米本 隆記君） これから請願第2号 名和公民館のバリアフリー対策を求める請願書について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（7番 門脇 輝明君） 議長、7番。

○議長（米本 隆記君） 7番 門脇議員。

○議員（7番 門脇 輝明君） はい、3点お伺いしたいと思います。

先ほどの説明でもあったかとは思いますが、再度確認の意味で質問させていただきます。

請願書では、名和公民館の二階に上がるためのバリアフリー対策として、エレベーター設置等を求めておられますが、名和公民館にエレベーター設置等の実現の可能性について、確認ですけれども、委員会審査ではどのように判断されたのでしょうか。

また、設置可能な場合の概算費用等を調査しておられましたら、金額をお伺いしたいと思います。

2点目、名和公民館をはじめとする各公民館は老朽化が指摘されておりますが、建て替え等の予定を調査されていたら、お伺いしたいと思います。

3点目、現在、体の不自由な方が、名和公民館の二階で開かれる会合等に参加をされる場合、公民館はどのような対応をとっているのか、委員会審査の結果をお伺いしたいと思います。以上3点お願いします。

○教育民生常任委員長（岡田 聡君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 14番 岡田議員。

〔「議長、今の委員会、委員長答弁じゃないですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 委員長、委員長です。すいません。私が議員と言いました。

委員長です。岡田委員長です。

○教育民生常任委員長（岡田 聡君） 1点目はあれですかね。

2点目の調査ですが、エレベーター設置、費用、建物が、耐震ではないということもあります。構造的にも、外部に取り付ける必要があるということで、担当課の見積りは、6,400万円もかかるというようでございます。非常に高額な予算がかかる、費用がかかるということです。

現状では、車椅子の方が二階に上がる場合は、職員が介助を行って、二階へ上がっているというような状況です。

1階があまり使われてないということで、現状、今は1階の会議室は、履物を脱いで、入らねばならない。それから中にいろいろあって、なかなか使いづらいということで、それらを改装して、1階でも、1階で主に会議とか催しとか展示会とか、やれるように、当面は、バリアフリー対策ができるのではなかろうかということでございます。

〔「答弁漏れ」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 答弁漏れですか。はい。

〔「建て替えのこと」と呼ぶ者あり〕

○教育民生常任委員長（岡田 聰君） あ、建て替え、すいません。

3つ公民館あります、コミセンを含めると4つになりますけども、中山公民館が築後47年、大山公民館が築後46年、名和公民館が43年ということで、名和公民館が1番遅いんですが、ただ、ほぼ同じ50年近くということになりますんで、なかなかもう、すぐにでも建て替えねばならないというような状況ですが、担当課の計画では、令和7年に事業化の計画でございます。

ただ3館、どれか、どこから始めるのか。名和公民館に限って言えば、行政組織も入っていますんで庁舎の関係と、関連があつてなかなか難しいかなとは思っておりますが、少なくとも、令和7年から事業化ということは、計画を立ててくるようです。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） そのほか質疑ありませんか。

○議員（10番 大森 正治君） 議長、10番。

○議長（米本 隆記君） 10番 大森議員。

○議員（10番 大森 正治君） はい。委員会の審査結果は採択ということで納得するんですけども、先ほど委員長が報告された委員会意見の中に、前段ですが、適切なバリアフリー対策が必要であると。当然だと思いますけども、私も。近い将来建て替えが計画される町内の公民館において、エレベーター設置は財政的に厳しいというのは、何かこれから建て替えが計画される、今はどうも担当課でも建て替えの検討がされているんですけども、そういう町内の公民館で、建て替えにおいても、エレベーターの設置は厳しいというふうにとれるんですけども、ちょっとこれはどういう意味なのか、審議の過程も含めて、ちょっと誤解がないような説明をお願いしたいと思います。

○教育民生常任委員長（岡田 聰君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 14 番 岡田委員長。

○教育民生常任委員長（岡田 聰君） その点も書いておけばよかったかもしれませんが。バリアフリー法が改正されて、2,000 平米以上は、エレベーターの設置が義務化されております。2,000 平米以下は努力義務という、既存の建物は、努力義務でございます。ということで、新築の場合は、義務化されますので、ほぼ確実にエレベーターが必要だと思います。

また、二階をやめて利便性を高く 1 階建てにすれば、非常にバリアフリーに対して、すぐれた対策がとれるのではなかろうかと思っておりますので、そこらあたりも行政で、対策、建築までに検討はされると思います。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。

○議員（10 番 大森 正治君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 10 番 大森議員。

○議員（10 番 大森 正治君） 大体分かるんですけども、どういう討議があつてこういうふうになったかということですから、当然これは、今の公民館においては、財政的に、エレベーター設置は厳しいという意味でいいわけですか。確認です。

○教育民生常任委員長（岡田 聰君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 14 番 岡田委員長。

○教育民生常任委員長（岡田 聰君） はい。そう判断しました。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。そのほか質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議員（7 番 門脇 輝明君） 議長、7 番。

○議長（米本 隆記君） 7 番 門脇議員。

○議員（7 番 門脇 輝明君） 門脇輝明です。

私はこの請願の採択に反対の立場で討論をさせていただきます。

私も体の不自由な子供がいますので、公共施設において当然のことですが、できるだけ多くの方に便利にそして安心して使っていただけるよう可能な限りバリアフリー化を進めるべきだと考えております。

しかし、町の予算には限りがあります。その中で、できるだけ有効に使う必要がございます。今回の請願は、名和公民館の二階で開かれる催物などに参加するため、エレベーターの設置等を求めるものですが、先ほどの質疑では、委員会審議では、設置について、建物の構造的な理由により、通常以上の多額の費用がかかると。そして、建物の老朽が進み、先ほどの答弁では、令和 7 年度以降には、建て替えの計画が進められ

ていること。そして、現状では、必要な場合、町職員が移動のための支援を行うこと。などであったと述べられております。

私は、議会が現時点で、この請願を認め、町に実施を求めることは、大切な税金の無駄遣いを町に求めることに等しいのではないかと思います。

したがって、この請願の採択に反対をいたします。以上でございます。

○議長（米本 隆記君） 次に、この請願について対して賛成者の発言を許します。ありませんか。

○議員（2番 西本 憲人君） 議長、2番。

○議長（米本 隆記君） 2番 西本議員。

○議員（2番 西本 憲人君） はい。2番 西本憲人です。

名和公民館バリアフリーの対策を求める請願書について、賛成の立場で意見を言わせていただきます。

この請願の趣旨は、公民館の利用者が二階に上がるため車椅子であったり、足腰が悪い方が困っているということで提出された請願でございます。適切なバリアフリー対策を講じるというのが1番でして、決してエレベーターが今すぐ設置されないと駄目という趣旨ではございません。文言として、誤解を招く箇所があったかなというふうに今門脇委員の反対討論を聞いてて感じましたので討論立たせていただきました。

繰り返しになりますけれど、エレベーターが、今すぐに絶対付かないといけませんという請願書ではありません。もちろん、困ってる人がいるので、すぐに対策してもらえたら助かる方も多いかと思います。予算的なことも、ほかの代案のことも、今後の建て替えの計画などのことも、あわせて検討していただいて、結論をいただけたらということで教育民生常任委員会でも、参考人として呼ばれて同じ内容を伝えさせていただきました。

その結果、採択という結果をいただいたというふうに思っています。様々なことがあると思いますので、今回、こういう困ってる人がいるので検討してほしいということが1番の趣旨でございまして、ある意味エレベーターの見積りまでとっていただいたり、1階を使えるように改装などのことも考えていただいたり、ある意味請願の趣旨みたいなことは、もう既にある程度達成ができているのかなというふうにも感じています。

先ほど職員さんが手伝ってくれるという話がありました。確かにこれはすごく助かる、お手伝いだと思います。ただこれが1人、2人の方が二階に上がられる場合ですと、もちろん職員さんが手伝ってくれると思いますが、これが仮に10人、20人が、もし二階に上がりたいと言われたら、できないことはないですけど、あまり現実的な対応ではないのかなというふうに思います。

教育民生の委員長が言われた、一階が、二階より使い勝手がいいような状態に改装するというのも、すごくいい一つの案だなというふうに思います。何が1番いいのか分か

りませんので、今後、こういった困った声があるよということを議会として伝えていただければいいかなというふうに感じました。

以上で賛成討論といたします。

○議長（米本 隆記君） 次に、委員長報告に対する反対者の意見を許します。

ありませんか。

○議員（15番 野口 俊明君） 議長、15番。

○議長（米本 隆記君） 15番 野口議員。

○議員（15番 野口 俊明君） 私は反対の立場で討論いたしますが、基本的にこのバリアフリー化というものについてはもう、この議員の皆さんも執行部も全員賛成だと思っております。これはもう何年も前から、この公共施設についてバリアフリー化については、できることはもうしてあるわけでありまして。名和公民館に限らず、この庁舎にしても、どこにしても基本的なものはもう、公共施設としては取り組んであると思っておりますが、先ほど委員長の答弁の中でもありましたように、なかなか難しいものもあるわけがあります。

ましてやこの我が大山町が、来年度、設計計画素案や外部検討委員会等を開かれ、そして3年目の令和6年には事業の確定をされて、4年目の令和7年度から事業スタートということで基本的にもう決まっております。

例えば、3か所を建てるなら、今の中では、場合によっては1か所にするというような案もあります。それから3か所にするという案もあります。3か所にしても、7年から毎年建てれば、7年、8年、9年と3年間で済むわけでありまして。

どうということになるかは、まだこれから設計計画の素案とこの新年度、来年度やられることで皆さんの御手元にもあるわけでありまして、これは確実に行われるということで私は思っております。

それから今、名和公民館にエレベーターということであるわけでありまして、執行部からの説明によりますと、これも一緒のことで計画してからできるようになるまで、令和7年でないと事業にかかれないということです。それからいくと本当に無駄なことも起きるんじゃないかなと私は思っております。

今現在、日本中を見ても監査請求やそれから返還請求、そしてそういうことについての裁判まで行われる時代になっております。本当にそういう時代に、もう少し我慢してもらおうところはしてもらおうということをしていかないと難しいと思っておりますし、私今回のですね、この公民館のバリアフリーのフリー対策を求める請願書、その請願事項、これまず1点目。名和公民館の二階に登る階段に、エレベーターの設置等の適切なバリアフリー対策を講じていただきたく請願しますと。そして2点目、名和公民館のみならず、大山町の公民館の階段にエレベーターの設置等の適切なバリアフリー対策を順次講じていただきたく請願します。せつかくこういう2点まで出しておられる請願書が、請願題

目が「名和公民館のバリアフリー対策を求める請願書」、私は本当に人間的に考えてみたときに私個人ですよ、この、2点も請願事項しておられるのに、名和公民館のバリアフリー対策と、私はこれは本当に気になって仕方がありません。

ぜひ本当に今後において、請願書を出されるときには、せつかくのこの請願のあれが消えてしまいますよ。これからぜひ考えて請願してもらいたいと思います。

それから、そういう私ももう身障者に近い状態の今あれで、6月には松葉づえについてこの定例会にずっときたわけでありますが、本当に皆さんの困っておられること、これについては本当によく分かります。

ぜひ、いろんなことで皆さんの気持ちを伝えていきたいなという気持ちを持っておるわけであります。

そこで私は教育長には、教育委員会を二階に持って行ってくださいと。そしたら1階の教育委員会の広いところが、使えるようになります。そうしたら、二階に上がられなくても下でいろんなことができるということも話しました。

これはさっきの委員会でも、前に話してましたけど、どっかにもどうも伝わってないようで、教育長とも話したんですけど。ぜひ、バリアフリー化には反対するものではないですけど、この今回の請願については、私は反対であります。以上です。終わります。

○議長（米本 隆記君） 次に、この請願に対して賛成者の発言を許します。
ありませんか。

○議員（10番 大森 正治君） 議長、10番。

○議長（米本 隆記君） 10番 大森議員。

○議員（10番 大森 正治君） 私はこの請願書に賛成の立場で討論しますが、先ほど反対討論の理由を聞いておりましたお二方の、誤解もあつてるのかなあと思つてみたり、ちょっと重箱の隅をつつくような理由で反対というふうにも聞こえてならないのですけども、請願者、願意はあくまでも、今の公民館についてバリアフリー対策をしてくださいと、欲しいということ、その1点だろうと思います。その点は、門協議員も野口議員も賛成だというふうにおっしゃったから、それでいいのかなと思うんですよ。

特にエレベーター設置っていうところが、引っかかかっていらっしゃるようですけども、これはエレベーター設置を必ず今せと、してほしいということではなくて、エレベーター設置等、等の言葉というのは非常に一文字だけでも重要な意味があると思います。エレベーター設置だけではない、そのほかのバリアフリーも考えることはやってほしいというふうに、これは捉えるべきだろうというふうに思います。

ですから、あくまでも願意は、皆が使いやすい、住みやすい、そして皆が本当にいいものにするために、今ある公民館を、今の現状の中でできるだけやってほしいという、これは請願だろうというふうに私は解釈しております。

そういうふうに解釈していいのではないのでしょうかね。これをもし反対して不採択に

したら、バリアフリー対策いらん、せんでもいいという議決を議会はするということにもなりますから、これはやっぱり賛成、採択すべきだろうというふうに考えます。

以上です。

○議長（米本 隆記君） 次に、委員長報告に対する反対者の発言を許します。

ありませんか。

では、請願に対して賛成者の発言はありませんか。

○議員（1番 小谷 英介君） 議長、1番。

○議長（米本 隆記君） 1番 小谷議員。

○議員（1番 小谷 英介君） すいません、ちょっとお待ちくださいね。

すいません。私、教育民生副委員長今させていただいております、ちょっとその審議の中の話のちょっと補足させていただきたいなと思ひまして、ちょっとこの場に立たせていただきました。

今回、教育民生常任委員会としては先ほど委員長から説明がありましたとおり、賛成多数という形で採択、賛成多数という形で結論を出しております。

なぜそういう背景になったかというところを少し補足をさせていただくような形になります。今回、その陳情の趣旨のところは実は少し分かりにくくて、先ほど、反対の方が仰られてたように、これはエレベーターに特化した陳情の文言なんじゃないかというところもありまして、というのも、2階に上がるエレベーター等を求めると。これは2階に上がるで、切って、エレベーター等って考えるのか、2階に上がるエレベーター、またはその他のことと読むのか、このどちらで読むのかによって解釈が分かれてしまうという、そういう実はことになってまして。正直に申し上げるとそういう意味で、文章だけ見るとどちらでも読めるという文章になってます。

なので、これは分からんなど。委員会で揉んでも分からんなどということに、後のほうで気づきまして、ちょっと緊急だったものですから、この請願の紹介者である西本議員に、来てもらってこれ一体どっちで、どういう意味なんですかということを行いました。

そうすると、もう明確に、西本議員のほうから、これは、2階に上がるエレベーター、またはその他のこと、2階に上がるエレベーター、または2階に上がらなくても、1階でできるんだったらそれでもいいし、何かしらほかのことで考えてほしいという請願者の気持ちを代弁する形で、今回紹介者から正式な形で説明がありましたので、そこで初めて、委員会としては、そっちで読めばいいんかということが正式な場で、解釈が分かりました。

そういったことがありましたので、あくまで委員会としては、2階に上がるエレベーターまたは1階でできるんだったら何かほかのことでもいいので、何かしらバリアフリー対策を考えてほしいという陳情として正式に解釈を、正式に設定をして、その上で採

採か不採採かということ、決を採りました。

その点がちょっと、非常に分かりにくいところで議員の皆さんも混乱をさせてしまっているところなんですけども、そういった経緯があります。

その上で町執行部、社会教育課のほうにも、この件どう考えますかというところで聞いてまして、今現状としては先ほどありましたけども2階に上がる場合には、そのサポートをしますと、あるいは、ロビー展、ロビー1階のロビーで、できるだけその展示ができるような、今、ことをしますと。

ただ、確かに、そう言われてみると、まだ十分じゃないところもあって、今1階の会議室があるんですけども、この1階の会議室が、ちょっと靴を脱いで入らないといけなかったりとか、ちょっと、あと物がいろいろ置いてあったりとか、棚がいろいろ置いてあったりとか、それはそういう、ちょっと使いにくい、2階に比べると少し使いにくかったりする現状があるものですから、ちょっとその辺りを今回そういうふうに指摘を受けて、今回1階をより使いやすいような形で、改装までするか分かりませんが、レイアウトチェンジ、あるいは片づけ、そういったことをちょっと検討をしてみようと思いますという回答がありました。

なのでその検討をぜひ、前向きな形で、必ず前向きな形になるようにしてくださいという意味で賛成というのが委員会の判断です。

なので今回、整理を、今回いろんな、どういう解釈でみたいな形で、賛成反対分かれてしまってますけども改めて、教育民生常任委員会副委員長として整理させていただきたいのは、社会教育課としては今、そういった1階をより使いやすくするためのレイアウトチェンジ、改装、そういったものを検討するにあたって、議会として前向きに進めよう、進めてくれということであれば賛成に立っていただきたいと思いますし、いやいや、1階のことなんか、もう今構わんでいいと。数年先になるか、ちょっと10年ぐらいかかるかも分かりませんが、改装まで1階は構わんでいいと。今のままで十分だという方は、反対というふうに立っていただければ、今回のこの陳情審査、請願審査の整理としては十分なのかなと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（米本 隆記君） 次に委員長報告に対する反対者の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） それでは賛成者の発言はありますか。その他、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから請願第2号を採決します。お諮りします。

この請願に対する 委員長報告は 採択です。

この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、請願第 2 号は採択することに決定しました。

○議長（米本 隆記君） ここで休憩といたしました。再開は 11 時 10 分といたします。

午前 10 時 59 分休憩

午前 11 時 10 分再開

○議長（米本 隆記君） 再開します。

日程第 25 陳情第 8 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 25、陳情第 8 号 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出を求める陳情書を議題とします。

審査結果の報告を求めます。教育民生常任委員長、岡田聡議員。

○教育民生常任委員長（岡田 聡君） 陳情審査報告書 本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

陳情第 8 号 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出を求める陳情書。

委員会の意見、大山町では、国の配置基準 4 歳・5 歳の 30 人に 1 人では、行き届いた保育が難しいとして、独自に 25 人に 1 人の基準で保育士を配置している。国に対して基準の見直しを引き続き求めるべきであるとししました。

採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

○議長（米本 隆記君） これから、陳情第 8 号 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出を求める陳情書について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第 8 号を採決します。お諮りします。

この陳情に対する 委員長報告は採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、陳情第 8 号は、採択とすることに決定しました。

日程第 26 発議案第 7 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 26、発議案第 7 号 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。提出者 教育民生常任委員会委員長 岡田 聡議員。

○教育民生常任委員会委員長（岡田 聡君） 発議案第 7 号 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出いたします。

令和 4 年 12 月 21 日提出者 大山町議会教育民生常任委員会委員長 岡田 聡。

子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書。

コロナ禍で保育所の重要性は広く社会に認識されるようになったが、感染対策を徹底しながら子どもの発達を保障し子育て家庭を支えるには、現在の配置基準は不十分であり、子どもの命と安全を守るためにも保育士増員が急務となっている。

小学校では、コロナ禍を受けて全学年での少人数学級化が順次実施されており、2021 年度「学校基本調査」によれば、公立小学校の学級あたりの平均児童数はすでに 22.7 人になっている。

一方で、小学生よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所等の 4、5 歳児の配置基準（子ども 30 人に保育士 1 人）が、基準制定以来 70 年以上一度も見直されていないことは、由々しき事態と言わざるを得ない。国は 2023 年 4 月に「こども家庭庁」を創設して、これまで以上に子ども関連施策の充実・推進をめざし、予算も倍増するとしている。

それならば、いまこそ保育関係予算を大幅に増やし、保育士配置基準の引き上げによる保育士増員、処遇の改善を国の責任ですすめるべきである。

よって、国におかれては、必要な財源を確保し、下記の事項について実現されるよう、強く要望する。

1. 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を図ること。
2. 公定価格を引き上げ、保育士等の処遇改善を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 4 年 12 月 21 日、鳥取県大山町議会 議長 米本 隆記。

なお、意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策）様。以上です。

○議長（米本 隆記君） これから発議案第 7 号 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第7号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、発議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第27 議員派遣について

○議長（米本 隆記君） 日程第27、議員派遣についてを議題にします。

会議規則第127条の規定により、配布しておりますとおり、令和5年2月17日に鳥取市で開催される鳥取県町村議会議長会 自治功労者表彰に岡田議員、大森議員、杉谷議員を。令和5年1月23日から24日に開催される全国市町村国際文化研修所主催の市町村議会議員研修に門脇議員を。令和5年2月15日から16日に東京都で開催される令和4年度町村議会広報クリニックに池田議員、西本議員、小谷議員、豊議員、島田議員、大原議員、近藤議員、門脇議員を。令和5年1月25日から26日に和歌山県へのサイクルトレイン関係視察に豊議員を派遣するものであります。

お諮りします。議員派遣をすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

日程第28 閉会中の継続審査について（経済建設常任委員会 請願第3号）

○議長（米本 隆記君） 日程第28、閉会中の継続審査についてを議題にします。

経済建設常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、請願第3号 農産物加工所の活用と整備を求める請願について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 29 ～ 日程第 33 閉会中の継続調査について

○議長（米本 隆記君） 日程第 29、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてから日程第 33、議会運営委員会の閉会中の継続調査まで計 5 件を一括議題にします。

総務常任委員会、教育民生常任委員会、経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、委員会の所管事務について 第 75 条の規定により、お手元に 配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会宣告

○議長（米本 隆記君） これで本定例会に付議された案件は、すべて終了しました。会議を閉じます。

令和 4 年第 10 回 大山町議会定例会を閉会します。

○局長（野間 光君） 互礼を行いますのでご起立下さい。

一同礼。お疲れ様でした。

午前 11 時 21 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 米本 隆記

副 議 長 大原 広巳

署名議員 池田 幸恵

署名議員 門脇 輝明